

平成14年第1回藤岡市議会定例会会議録(第3号)

平成14年3月14日(木曜日)

議事日程 第3号

平成14年3月14日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議会運営委員会経過報告
- 第2 議案第2号 藤岡市職員の公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定について
- 第3 議案第8号 藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第4 議案第10号 藤岡市にじの家設置に関する条例の制定について
議案第11号 藤岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について
- 第5 議案第25号 平成14年度藤岡市一般会計予算
議案第26号 平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算
議案第27号 平成14年度藤岡市老人保健特別会計予算
議案第28号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算
議案第29号 平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第30号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計予算
議案第31号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計予算
議案第32号 平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
議案第33号 平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算
議案第34号 平成14年度藤岡市水道事業会計予算
- 第6 議案第35号 藤岡市立藤岡中央公民館建設基金条例等の一部改正について
- 第7 議案第36号 藤岡市税条例の一部改正について
- 第8 議案第37号 藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	荻野廣男君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員 事務局員	小野里英一君	財政課長	植竹晴喜君

議会事務局職員出席者

事務局 長	青柳孝之	参事兼議事課長	田島均
課長補佐 議長係	宮澤正浩		

午前10時18分開議

議長（木村喜徳君） おはようございます。出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

第1 議会運営委員会経過報告

議長（木村喜徳君） 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長青木寛君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 青木 寛君登壇）

議会運営委員会委員長（青木 寛君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により、本日、議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱い方法について協議したのであります。

追加されますものは、市長提出議案3件であります。この取り扱いについては、日程表にありますように、日程第1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第2、議案第2号は総務常任委員会に、日程第3、議案第8号は経済建設常任委員会に、日程第4、議案第10号と議案第11号の2件については教務厚生常任委員会にそれぞれ付託されておりますので、付託議案の審査報告を委員長から報告願った後、質疑・討論・採決を願います。

日程第5、平成14年度一般会計予算ほか9特別会計予算は予算特別委員会に付託されておりますので、付託議案の審査報告を委員長から報告願った後、質疑を省略し、討論・採決を願います。

次に、日程第6、議案第35号、日程第7、議案第36号、日程第8、議案第37号の3議案については、単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第2 議案第2号 藤岡市職員の公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定 について

議長（木村喜徳君） 日程第2、議案第2号藤岡市職員の公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（総務常任委員会委員長 反町 清君登壇）

総務常任委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、去る2月28日の本会議において総務常任委員会に付託されました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は3月1日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第2号藤岡市職員の公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定について、ご報告申し上げます。この条例の制定理由は、現行の地方公務員制度においては公益法人等の業務に職員を専ら従事させるための制度がなく、各地方公共団体においては職務命令や休職専念義務の免除等、現行制度の運用によって対応してきた。そのため、各地方公共団体における取り扱いに相違が生じており、さまざまな不利益が生じるなどの問題点が指摘されてきた。このような中、総務省においては公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律を平成12年に制定し、平成14年4月1日より施行されることに伴い、市条例を定めるものであります。

質疑の主なものを申し上げます。第2条に、派遣先の対象となる公益法人の藤岡市社会福祉協議会と財団法人藤岡市文化振興事業団が列記されているが、一部事務組合等の関係はどのようになっているのか伺いたい。この条例の公益法人等への派遣についての対象は、民法第34条に基づくものとして藤岡市文化振興事業団が該当し、特別の法律に基づく法人・政令で定められたものの中に藤岡市社会福祉協議会が該当する。一部事務組合については、地方自治法第1条の2に基づく団体で、特別地方公共団体に含まれ、地方公共団体の業務を実施していることから、この条例の対象にはなっていないとのことでした。

派遣された職員の給与や退職金の支払い等に問題点があり、それらが裁判になったケースもあることから今回の条例制定につながったということだが、一部事務組合については行政不服申し立て等が起こる可能性はあるか。また、起こる可能性があるとしたら、条例を制定していかなければならないことが想定できるか伺いたい。一部事務組合の職員派遣については、地方自治法第292条に基づくものであって、一部事務組合自体の構成員が市町村の合体した広域的な行政をすることであるので、公益法人等の重複、給与の返還等の問題は生じないとのことでした。

藤岡市社会福祉協議会と財団法人藤岡市文化振興事業団には、現在、本市から何名の職員が派遣されているのか伺いたい。藤岡市社会福祉協議会には3名、財団法人藤岡市文化振興事業団には4名派遣しているとのことでした。

第3条第1号に、職員派遣された職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合とあるが、具体的な事例にはどのようなものがあるか伺いたい。役員の組織がえ等により地位を失った場合とのことでした。

職員の処分にはどのようなものがあるか伺いたい。職員の処分は大きく分けると分限処分と懲戒処分に分かれ、分限処分は病気で体が悪いために職務につけないような場合などに該当し、細分すると休職処分等に分かれる。また、懲戒処分は地方公務員法の公務員が守るべき事項に違反した場合などに該当し、細分すると戒告処分、減給処分、停職処分、免職処分に分かれるとのことでした。

職員の処分を決定するのはだれなのか伺いたい。通常は派遣先で処分を決定するが、内容によっては派遣元と派遣先で協議して決めていくとのことでした。

第9条の任命権者はだれなのか伺いたい。地方自治法・地方公務員法等で定められている市長・教育委員会教育長等が該当するとのことでした。

規則は定まっているのか。また、これから定める必要があって定める方向でいるのか伺いたい。規則の制定は今のところ考えてはいないが、不慮の事故や突発事項があった場合に考えていきたいとのことでした。

委員から次のような意見がありました。地方分権の進展や住民ニーズの多様化・高度化に伴い、地方公共団体は限られた財源・人材を有効に活用しながら行政サービスを効果的・効率的に提供することが求められており、派遣職員の給与・年金等の取り扱いに不利益が生じるなどの問題や住民訴訟も発生し、最高裁で給与支出が違法であるという判決も出ている。このような中、総務省において地方公共団体と公益法人との適切な連携協力による行政課題への対応の必要性などを考慮した上で法律を制定し、4月1日に施行されることとなった。各条文ごとに審査をした結果、本条例も、この法律の施行にあわせ制定していくことが妥当であるということから、本案は可決すべきものとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決するものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 2 号藤岡市職員の公益法人等への職員派遣等に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

第 3 議案第 8 号 藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の制定について

議長(木村喜徳君) 日程第 3、議案第 8 号藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長青柳正敏君の登壇を願います。

(経済建設常任委員会委員長 青柳正敏君登壇)

経済建設常任委員会委員長(青柳正敏君) ご指名を受けましたので、去る 2 月 28 日の本会議において経済建設常任委員会に付託されました議案 1 件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は 3 月 1 日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第 8 号藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の制定について、ご報告申し上げます。この条例制定の理由は、藤岡市民プールが新築され、平成 14 年 7 月 1 日より開場するに当たり、設置並びに管理運営について必要な事項を定めるものであります。

質疑の主なものを申し上げます。第 4 条でプールに必要な職員を置くとあるが、職員や監視員・指導員体制について伺いたい。指導員の資格者を配置する予定はない。民間施設と競合しない範囲で各種教室を開催していきたい。その中で教室ごとに、その団体に指導員がいれば、お願いしていきたいとのことでした。

第 5 条で使用料を納付するとあるが、券売機を設置するのか。また、納付した使用料の還付についての規定があるが、還付の方法を伺いたい。券売機を導入して対応していく。還付については使用者の責めに帰さない場合であり、施設側の理由で許可を得たにもかかわらず使用不可になった場合であり、使用者の責めに帰さない場合は当該使用料の全額、使用者の都合上の場合には使用 30 日前までは当該使用料の 70%相当額、7 日前までの解約は 50%の額を還付予定、それ以外は還付しないとのことでした。

第 6 条の使用料の減免について伺いたい。減免については、藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の第 8 条に規定している全額免除の場合は、市及び教育委員会の主催する行事に使用するとき、また市内小・中学校が正規の教育課程での使用のとき、また体育協会が主催する行事に使用するときであり、その他、市長が認めるときは半額免

除とする。半額免除の対象としては、幼稚園、あるいは保育園・体育協会専門部会が主催する行事の場合とのことでした。

第5条の使用料に関して、この条例の施行規則で半額免除になっても、占有者が入場料等を徴収すると2倍になるが、相殺してもとの料金になるのか伺いたい。半額になる団体が入場料を徴収する場合には、この条例施行規則第8条中の第4号の半額免除の対象にはならないとのことでした。

第10条の占有使用料の納付期日について伺いたい。占有で使用する場合は2カ月前までの受け付けと考えているとのことでした。

第14条中、市長は次に該当するときは占有許可の取り消し、利用の制限、もしくは停止することができる旨とあるが、指定期日とはいつか伺いたい。施行規則第4条第3項で定めていて、使用期日の2カ月前から2週間前までの提出と規定しているとのことでした。

プールの使用時間と休館日について伺いたい。開場時間は午前10時から午後9時までであり、個人も占有も同一である。休館日は毎週火曜日を定休日とし、火曜日休日の場合はその翌日、年末年始は12月28日から1月4日までを休館とし、一斉点検等必要な場合も休館日とするとのこと、これは年1回、水の入れかえ等であるとのことでした。

プール施設年間利用者に、入場許可証みたいなものを発行するのか伺いたい。会員証という形でカードを渡す予定であるとのことでした。

市民プールのオープンについて広く市民に知らせるべきであると思うが、いつ、どのような形で広報するのか伺いたい。現在、PRの一段階として愛称募集をしている。2月28日で愛称募集は締め切ったが、3月下旬に愛称決定をしていきたい。4月1日に条例制定がなされたら広報等で周知し、広域的な利用促進を図ることから、隣接市町村にもお願いしPRしていきたいとのことでした。

使用料・占有料において市内・市外の区別はしないのか。市民のお金でつくったのだから差をつけてはどうか。また、回数券については検討しているのか。また、施設の料金について伺いたい。広く隣接市町村の方にも利用していただきたいとの趣旨から、同一料金としていく。桐生広域の温水プールは焼却場関連施設であり、平日大人500円、土・日800円、平日小・中学生300円、土・日500円、前橋六供温水プールも清掃センターとの地域還元施設であり、余熱利用型である。曜日に関係なく、大人300円、小人100円とのことでした。

65歳以上の方は無料にしてはどうか。また、採暖施設整備はどのようになっているのか伺いたい。老人福祉法の規定に基づき、老人年齢が65歳ということで、これを根拠に65歳以上を半額料金に設定した。プール水温よりも少し高めのお風呂と、50から60度程度の採暖室があるとのことでした。

自動販売機や軽食販売については、どのようになっているのか伺いたい。自動販売機の設置スペースは4台分くらいとのことで、プール建設時の地元説明会の過程で、既に地元宮本町から要望があり、宮本町管理が3台、障害者団体連合会管理が1台の予定で進めたい。また、軽食については、おにぎり等の販売について調整を進めているところであるが、食品衛生上、食中毒等に十分配慮しなければならないので、地元からの申し出があれば協議していきたいとのことでした。

委員から次のような意見がありました。当初利用者予測約10万人という中で、年間経費約1億3,500万円とのことですが、経費削減を考える中で公設民営も一案ではないか。人件費の削減など、条例をもとにしっかりとした運営を強く要望するとの意見がありました。慎重審査の結果、本案は賛成全員をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 経済建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） ただいまプールの関係の条例の制定について、委員長から報告があったのですけれども、その中で年間利用者についてカードを発行するという事だったのですけれども、具体的に、そのカードの内容については話し合いがなされたのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（木村喜徳君） 青柳正敏君。

1 4 番（青柳正敏君） カードの中身につきましては特別なものではありませんでした。普通で言う会員証という形のものであるという答弁であったと思います。

議長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 今、委員長報告に対しての質疑ということの時間なのですけれども、カードをつくりまして、そのカードについて顔写真を入れるですとか、バーコードをきちんと整備して、それが本人であるかということをきちんと認識をしないと、そのカードがたらい回しに使われるというようなケースもあるやに聞き及んでおりますので、今後そのようなことに対して十分配慮した中でカードを発給していただきたいと思いますというふうに思います。これは要望なのですけれども、執行者の方に答弁を願うわけにいかないなので、聞いていらっしゃる方をお願いをして質問を閉じさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 8 号藤岡市民プールの設置及び管理に関する条例の制
定について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成
の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

第 4 議案第 10 号 藤岡市にじの家設置に関する条例の制定について

議案第 11 号 藤岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務 災害補償に関する条例の制定について

議 長（木村喜徳君） 日程第 4、議案第 10 号藤岡市にじの家設置に関する条例の制定について、
議案第 11 号藤岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の制定について、以上 2 件を一括議題といたします。

教務厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長金井壽君の登壇を願います。

（教務厚生常任委員会委員長 金井 壽君登壇）

教務厚生常任委員会委員長（金井 壽君） ご指名を受けましたので、去る 2 月 28 日の本会議にお
いて教務厚生常任委員会に付託されました議案 2 件に対する審査の概要と結果について、
ご報告申し上げます。

本委員会は 3 月 4 日、市長・助役・教育長・関係部課長並びに政策調整官の出席を求め、
委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第 10 号藤岡市にじの家設置に関する条例の制定について報告申し上げます。本条
例の目的は、不登校の児童・生徒の自立心を養い、学校復帰を目指す中核施設として、市
立藤岡第二小学校北側の藤岡市藤岡 9 6 3 番地 1 3 に設置し、本年 4 月に開所すべきもの
です。これまで取り組んできた適応指導教室の機能をさらに充実させ、増加傾向にある不
登校児童・生徒の改善を図るために、指導、援助の拠点として位置づけるものであり、に
じの家設置の趣旨、業務等の基本的事項について条例の制定をするものであります。

質疑の主なものについて申し上げます。この施設は、不登校児童・生徒の学習指導に当

たる施設と思いますが、現在、小学生・中学生で何名ぐらいいるのか伺いたい。本年1月現在、小学生が6名、中学生が54名の計60名とのことでした。

不登校児童・生徒と称する定義はどのようなことなのか伺いたい。定義は、病気等で休んでいる場合を除いた欠席が月6日以上あった場合を指しているとのことでした。

学習指導等で活用している日野地区の自然の家の施設は、どのように利用しているのか伺いたい。宿泊訓練の場所として、2泊3日の形態をとり活用している。なお、開設は冬期を除いた5月より10月くらいまでとし、不登校児童・生徒のみ対象とした施設ではないので、一般の人も利用しています。引き続き一般を対象とした教育施設として活用を図っていくとのことでした。

にじの家で60名が入るのは狭いように思うが伺いたい。60名のうち、現在適応教室等に来ている者は平均して15名から20名ぐらいの児童・生徒が利用している。その中には不登校と報告を受けていない、5日くらい休んでいる者もいます。適応教室に通級できる子供というのは、病気に例えれば軽症に近い状況の子供で、重症の子供は家からも出られず引きこもってしまっている状況があり、学校現場では6日以上休んでしまうと担任の先生や教務主任、あるいは全校で、対応についていろいろ議論し、かつ指導しています。そういう中で、比較的軽症の子供たちは、こうした通級適応教室に通える結果として、学校復帰に向けた適切な指導がなされているとのことでした。

ここに来ている児童・生徒は登校日数に入るのか伺いたい。学校に行かずに、こちらだけに来ているという子供については、毎日の出席簿の中ではカウントしていませんが、最後の指導要録のところでは出席日数ということで数えて考えて記録している。また、開いている時間は、月曜日から金曜日の4時半くらいまで利用しているとのことでした。

適応教室において、生活指導、学習指導、勉強はしているのか伺いたい。生活習慣というのも大事なことで、にじの家に来てくれるということは、ある程度、その子供は生活習慣ができ上がっている子供と思っております。ただ、学習を援助していかないと、この子供たちが学校に復帰したとき、勉強がわからないため、もとの不登校に戻ってしまうということで、学習をさせたいということが、この設立の大きな目的の中に入っているとのことでした。

施設の改修について、前のままなのか伺いたい。奥の間の畳の部屋を改修し、フロアーにしたとのことでした。

条例の第3条第1号に、通級児童生徒の学習指導及び生活指導に関することと書いてありますが、通級児童生徒というのは小・中学校の特殊学級には通うほどではないが、軽度の言語障害・情緒障害・弱視という人を指すというように書かれているが、このにじの家に関して、その子供たちにも対応するのか伺いたい。通級教室の考え方は、一般的に特殊

学級であるとか、言語教室であるとか幾つかあるが、このにじの家については不登校児童・生徒の対策のための適応教室ということであり、不登校児童・生徒のみが対象で、障害のある子供さんとかは、これまでの枠組みの中で各学校で当たっていただくか、あるいは養護学校で対応していくとのことでした。

先生の採用条件・年齢・資格・任期というのは、どのようになっていくのか伺いたい。先生については、新年度から指導主事を年度末の異動の中で配置していくよう計画しております。この経費については市の単独の費用になりますが、これまで以上に充実することです。室長については、教職免許状を有する者で、10年以上教育に関する職にあった者を充て、今までは实际的に勉強もできないような状況にあったというのが現実の姿であり、しかしながら今回この適応教室が単独で設置できることにより、ただ単に子供たちに来てもらって遊んで帰すということよりは、学力の向上を目指したカリキュラムも組んで行っており、また4月1日以降は専任の指導主事も配置されますので、これまで以上に学力の向上まであわせて、そして開所時間も学校と同じような時間帯の中でやっていく中、県内で先駆けて取り組みが開始できると、非常に大きな効果が期待できるところであるとのことでした。

施設開設に当たり、国・県より財政的支援はあるのか伺いたい。支援はないが、適応指導教室に対して研究費ということで約80万円くらいいただいているとのことでした。

位置が第二小の近くということで、意見交換会では好影響と悪影響の想定の中で説明をさせてもらいましたが、実際行われた中で心配したようなことが起きているのかどうか伺いたい。2カ月近く経ちますが、そういう問題になっている状況は聞いておりません。ないとのことでした。

スクールカウンセラーとの関係を伺いたい。スクールカウンセラーは、配置が中学校5校のうちの2校に配置されています。相談員という形で、5校中3校に配置されているとのこと。これは、国の方からの費用で対応し、この適応教室とのかかわりについては1学期に1回ほど適応教室の指導を受けている。室長と各学校に配置されているスクールカウンセラーと心の相談員で集まって相談をしている。相談員の方も、にじの家に訪問していただいておりますので、連携をとりながら進んでいるという状況とのことでした。

委員から次のような意見がありました。議案第10号藤岡市にじの家設置に関する条例の制定については、不登校児童・生徒の対応ということが全国的にも大変重要な問題でもありますし、藤岡市にも不登校児童・生徒が60名もいるということで、このにじの家を設置するということは大変時期に合った制度だと思しますので、原案どおり可決すべきとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第11号藤岡市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について報告申し上げます。

この条例は、平成13年3月、「地方交付税法等の一部を改正する法律」が公布され、この法律の改正により「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する法律」の一部が改正され、平成14年4月1日から施行されます。

改正の主な内容は、今まで国と県が負担していた補償に要する経費を、その学校を設置するものである地方公共団体が負担することとし、補償の範囲・金額及び支給方法等の事項について、当該地方公共団体の条例で定めるとしたものです。

また、本条例の内容につきましては、第2条において実施機関を教育委員会と規定し、第4条において具体的な補償の範囲・金額及び支給方法等については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償基準を定め、附則第3項につきましては、本条例の制定に伴い、非常勤職員であります学校の学校医等の公務災害補償に関して、藤岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の適用を除外し、条例を制定するものであります。

質疑の主なものについて申し上げます。公務災害の実例と、何が公務災害に当たるのか伺いたい。藤岡市の実例はなく、他市町村では平成5年に高崎市で1件あったが、全県的にはあまりない。また、教員の場合、公務災害というのは幾つかあり、その具体的なものは学校の中で作業をしていて裁断機で手を切ったとか、執務中に足を滑らせてけがをした、また部活動指導中けがをしたなどで、過去の事例はほとんどない。例えば、学校医の先生が学校に向かう途中の事故については、交通関係の保険制度が当然優先するので、そういう事例があったとしても補償の例として取り上げられていないのではないかと。過去の事例はほとんどありませんが、当然ながら制度が変わりましたので、その条例化はしていかなければならないとのことでした。

学校医ですので、国の規定をそのまま準用して地方で定めていくという性格のものとして解釈してよろしいか伺いたい。補償基準については国の政令がそのまま生きているとのことでした。

学校医・歯科医・薬剤師、それぞれ何名くらいいるのか。また、選任の方法について伺いたい。内科・外科ということで21名の先生と委託契約を結んでおり、歯科医は10名、眼科医1名、学校薬剤師9名、なお学校医の場合には契約校医でやっているもので、その学校に配置されている学校医はいない。学校保健法の中で学校医を置くという法令があるが、常駐はなく、ただし子供の健康管理については養護の先生が1名おり、緊急時には対応しているとのこと。また、選任方法については医師会の方をお願いしているとのことでした。

予防接種等が実施される中で、年何回くらいの実働があるのか伺いたい。内科検診等、

また各学校には保健委員会があり、委員会からの依頼があれば出向くことがあるので、各学校によって異なるとのことでした。

委員から次のような意見がありました。議案第11号藤岡市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定については、国の制度が変わったということで条例化を行う必要が十分理解できますので、制定に向け進めていただきたく原案のとおり賛成したい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案2件に対する審査の概要と結果について報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 教務厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

議案第10号藤岡市にじの家設置に関する条例の制定について、委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第10号藤岡市にじの家設置に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号藤岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について、委員長報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第11号藤岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第25号 平成14年度藤岡市一般会計予算

議案第26号 平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第27号 平成14年度藤岡市老人保健特別会計予算

議案第28号 平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算

議案第29号 平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第30号 平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計予算

議案第31号 平成14年度藤岡市下水道事業特別会計予算

議案第32号 平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計
予算

議案第33号 平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算

議案第34号 平成14年度藤岡市水道事業会計予算

議長(木村喜徳君) 日程第5、議案第25号平成14年度藤岡市一般会計予算、議案第26号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第27号平成14年度藤岡市老人保健特別会計予算、議案第28号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、議案第29号平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第30号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、議案第31号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計予算、議案第32号平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、議案第33号平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算、議案第34号平成14年度藤岡市水道事業会計予算、以上10件を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。委員長新井雅博君の登壇を願います。

(予算特別委員会委員長 新井雅博君登壇)

予算特別委員会委員長(新井雅博君) ご指名を受けましたので、去る2月28日の本会議において予算特別委員会に付託されました議案第25号平成14年度藤岡市一般会計予算ほか9特

別会計予算についての10議案に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

予算特別委員会は、2月28日の本会議において、市長及び担当部長から提案理由の説明を受けた後、議員全員の構成をもって設置され、同日本会議終了後、委員会を開催して正副委員長の互選を行い、互選の結果、私が委員長に、副委員長に反町清君が指名されたのであります。

議案審査につきましては、3月6日と7日に、市長・助役・収入役・教育長並びに担当部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。本特別委員会は、議員全員の構成をもって設置されておりますので、審査結果のみを報告申し上げますので、ご了承願います。

議案第25号平成14年度藤岡市一般会計予算について、歳入歳出、慎重審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、歳入歳出、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号平成14年度藤岡市老人保健特別会計予算について、歳入歳出、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算について、歳入歳出、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、歳入歳出、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計予算について、歳入歳出、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第31号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計予算について、歳入歳出、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、歳入歳出、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第33号平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算について、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号平成14年度藤岡市水道事業会計予算について、収入支出、慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会に付託されました議案第25号平成14年度藤岡市一般会計予算について、ほか9特別会計予算に対する審査の結果について、ご報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。議案第25号から議案第34号までにつきましては、議員全員による審査を行いましたので、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより議案第25号から議案第34号までに対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。青柳正敏君の登壇を願います。

（14番 青柳正敏君登壇）

14番（青柳正敏君） ただいま予算特別委員長より報告のありました議案の中で、議案第25号平成14年度一般会計予算について、藤岡市議会21世紀クラブを代表し、反対討論を行います。

藤岡市の経済情勢も全国他市町村と比べ例外ではなく、厳しい状況下に置かれております。長期低迷型不況の嵐は、当然この藤岡市にも多大な影響を与えております。こうした中、市内最大手の市光工業の大規模な人員削減や市内大型ホームセンターの閉店をはじめとして、多くの市民が直接・間接を問わず、この経済不況に直面しているのは紛れもない事実であります。国においても、有効な不況打開策が見出せず苦慮しているのが現状ではないでしょうか。企業支援と、その育成による雇用の促進策も先詰まりの感を呈し、ヒット作となるものがありません。群馬県も緊急地域雇用対策事業を組み、藤岡市も平成14年度事業として8事業に取り組むわけですが、こうした就労の機会拡大こそ、生活基盤を確立し経済の活性化を促進するもので、市も積極的に力を注ぐべきであります。

国内産業空洞化の波は地方都市にも押し寄せ、特に中小製造業や下請零細業者は青息吐息の状態であり、いつ失速、墜落してもおかしくない状況下に置かれ、一般家庭においても毎日の生活を切り詰めた中での蓄財も、先行き不透明な経済状況の中で使うこともできない状態です。4月1日からの金融機関のペイオフ制度解禁すら、心配する必要のない生活を送っている市民が大半ではないでしょうか。

平成14年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ202億4,100万円であり、これは平成14年度国民年金印紙売りさばき分約9億円が除かれているわけで、この額が加われば前年度比、実質微増であります。ちなみに、平成13年度予算は平成12年度と比較して15.5%の伸びであり、藤岡市の毎年の予算総額で見ればバブル繁栄期の何物でもありません。歳入で注目すべきは17款繰入金15億1,204万7,000円の基金取り崩しであります。基金は不測の事態を回避するためにあるとの説明がありますが、

平成14年度予算編成に当たり、不測の事態とは何を指してのことを言うのでしょうか。市税を含めた歳入の減収予測は何年も前からわかっていたはずであります。地方交付税の削減も予測可能であったはずで、地方交付税の削減は、地方分権一括法や合併特例法でもわかるように、国の方向をしっかりとした目で見れば、だれにでも事前にわかるはずであります。先見の明がなさ過ぎるとしか言いようのない中で、平成14年度の大型予算が市民サービス直結型予算とは思えません。

行政と企業の最大の違いは、継続責任をいかに持つかであると思います。行財政における継続責任こそ、地方自治における住民との信頼の基本であるはずで、平成7年度に市補助金の一律10%カットを行っていますが、平成14年度は新規補助金が加わり、平成13年度比334万4,000円増で、補助金総額の抑止力を完全に失っております。歳出の削減を見直すことせず、建物行政に目を向けすぎる余り、北藤岡駅周辺区画整理事業も減額を余儀なくされ、完成目標年度を大幅に見直さざるを得ない状況であり、急激に経常収支比率を悪化させています。平成12年度決算の経常収支比率は82.7%で、平成13年度末見込みは85.6%と1年間で2.6%も悪化させています。80%を超えると原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならないとあり、今の藤岡市は財政面から事業の総点検を早急にすべきであります。財政規模を無視し、財源確保のない中で、の予算措置の講じられない実施計画は、最初から市民サービスを無視した無謀とも言える平成14年度予算と見受けられます。平成14年度実施計画の中での事業名だけの項目は、如実にこれを物語っています。

このような平成14年度実施計画を基準とした事業への肉づけ予算は、真に市民生活を支える住民福祉の予算とは理解しがたいものであります。こうした実施計画に対し、財政調整基金の取り崩しは無謀きわまりない策であります。平成15年以降に対する財政措置をどのように考えているのか、どこにも見えてきません。仮にも春には市長選挙を控えた平成14年度予算編成は、新たに信任を受ける方に任すべきであります。それがだれであれ、市長に就任する人の特色が出せるよう骨格予算にとどめるべきであります。歳出の見直しはほとんどせず、財源的な面にもほとんど触れず、平成15年度以降の継続的行政責任を持つとしない予算としか言いようがありません。藤岡市議会21世紀クラブは、行政の継続責任を重視し、後年度負担の増大による後世への過大な重圧は避けなくてはならないとの観点から、議案第25号平成14年度一般会計予算に反対するものです。議員各位の賛同をお願いし、反対討論といたします。

議長（木村喜徳君） 次に、冬木一俊君の登壇を願います。

（3番 冬木一俊君登壇）

3番（冬木一俊君） 登壇のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案

第25号平成14年度藤岡市一般会計予算並びに議案第26号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算ほか、議案第27号から議案第34号までの8特別会計予算に対する予算特別委員会委員長の報告に対し賛成の討論を行います。

国の経済は、昨年9月の米国同時多発テロ以降、減速化が進み、企業収益や個人消費が減少するとともに、失業率の増加など、雇用情勢も悪化しております。こうした厳しい状況ながら、国のデフレ対策や米国経済の改善などにより、年度後半には民需中心の回復に向けて動き出すことが期待されています。

国は今、経済の再生に向けた構造改革を推進し、「改革なくして成長なし」の基本的な考えのもと、経済・財政・行政など、社会全般の構造を抜本的に見直す改革に取り組んでいます。国の平成14年度予算においても、財政構造改革として国債発行額を30兆円に抑え、公共投資や一般経費の削減を行う一方、重点事業に予算配分を大胆にシフトするなど、経済構造の転換を促進する観点に立ち、予算編成を行いました。

一方、地方財政は、歳入では景気減速による地方税収入の減少や、地方交付税のもととなる国税の収入に大幅な減収が見込まれる一方、歳出では公債費等の義務的経費の増加が見込まれるため、引き続き大幅な財政不足の状況であります。今後、地方財政を取り巻く環境は、さらに厳しくなることが予想されることから、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するための行財政改革を推進するとともに、限られた財源の効率化に徹し、必要な経費への重点配分や経費全般の見直しによる節減を行い、健全財政を堅持しつつ、少子・高齢化対策、都市基盤や生活環境整備、地域の活性化などの行政課題に取り組み、住民福祉の向上に努めていく必要があります。

こうした厳しい状況の中で、第三次総合計画の「生活感動のあるまち・交流文化都市ふじおか」の創造を目標とし、市民生活の向上と福祉の増進を図るため、その施策推進、実現化に向けて平成14年度の予算編成に取り組まれた市当局の関係各位に対して、絶大な敬意を表す次第であります。

さて、一般会計の予算総額は202億4,100万円で、前年度対比3.6%の減であります。市民プールや福祉支援センター・児童館の建設など、市民の健康増進や少子・高齢化対策などの福祉の充実を重点に取り組まれたものと理解しております。

最初に、歳入では市税をはじめとする自主財源が約105億8,500万円の52.3%、依存財源が約96億5,600万円の47.7%、また構成比の高いものでは市税が35.8%、地方交付税が16.1%、市債が11.1%となっております。今後、景気悪化により税収等、厳しい状況が予想されますが、引き続き財源の確保に一層のご努力を執行部にはお願いするものでございます。

次に、歳出であります。構成比の高い主なものは、民生費25.3%、総務費15.

5%、土木費12.9%、衛生費11.2%、教育費10.9%となっております。総務費では、長年の懸案であった市民プールが7月にオープンで、市民の健康づくりの場として期待されるところであります。また、ボランティア・NPO支援センターの開設により、福祉・教育・環境等の分野で市民の活動支援が図られると思います。

次に、民生費では、配食サービスやミニデイサービスなど、高齢者に対するサービスの充実を図るほか、障害者のための福祉支援センターの建設、子育て支援のため児童館の建設などの経費が計上され、市民福祉の充実と向上が図られると思います。

次に、衛生費では、公立藤岡総合病院の整備や、救急医療に対する負担金や健康づくりのための各検診、予防、保健事業などの経費が計上され、市民の健康や医療サービスの充実が図られると思います。また、環境衛生組合負担金、合併処理浄化槽設置補助金、血液中のダイオキシン類測定、水道事業会計出資金などの経費が計上され、環境対策や快適な生活環境が促進されると思います。

次に、労働費では、勤労者住宅建設資金・勤労者生活資金など、貸し付けにかかわる預託金等の経費が計上され、労働者の生活環境対策に配慮されていると思います。

次に、農林水産業費では、各種農業対策補助金・新山村振興事業・藤岡南部地区ほ場整備事業・上落合土地改良総合整備事業・美土里堰水環境整備事業・各種農道整備・林道整備などにより、農林業の振興が図られるものと思います。

次に、第7款の商工費では、産業交流センター基礎調査、SOHOオフィスモデル整備事業、観光施設環境美化事業、中小企業に対する融資などの経費が計上され、商工業の振興と観光振興が図られるものと思います。

次に、土木費では、市道112号線・118号線、中上大塚線、緑町線等の幹線道路整備や生活道路の改良舗装、側溝整備、歩道のバリアフリー対策、下水道や北藤岡駅周辺区画整理事業、公園緑地整備などの経費が計上され、都市基盤や生活環境整備により、快適なまちづくりが進められるものと思います。

次に、消防費では、防火貯水槽・消火栓の整備、広域組合常備消防費負担金、消防団運営費などが計上され、消防・防災体制の充実が図られると思います。

次に、教育費では、各小・中学校の施設整備、小学校教育パソコン整備や生活指導員、不登校対策などの経費が計上され、児童・生徒の教育環境整備と健全育成が図られると思います。

また、社会教育では、生涯学習や公民館活動の推進事業、また文化財保存整備では収蔵庫建設、毛の国白石丘陵公園史跡整備などの経費が計上され、教育文化の振興が図られるものと思います。

次に、議案第26号藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算ほか8特別会計につきま

しても、それぞれの目的が達成できるよう効率的かつ適切な予算が計上されたと思います。

財政を取り巻く環境は、今後さらに厳しさを増すと予想されます。今後の行財政運営に当たっては、行財政改革の推進により歳出全般の経費の思い切った見直しを行う一方、中・長期視点で活力ある藤岡の将来像を見据え、効果的な事業への重点配分を行い、健全かつ計画的な行財政運営に一層のご努力を要望し、平成14年度一般会計予算ほか9特別会計予算の委員長報告に対し、全面的に賛意を表すものであります。ぜひとも議員全員の賛成をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（木村喜徳君） 以上で通告による討論は終わりました。他に討論はありませんか。

三好徹明君、登壇を願います。

（1番 三好徹明君登壇）

1番（三好徹明君） 議案第25号平成14年度藤岡市一般会計予算について反対討論を行います。2款・4款・8款、各款についての反対でございます。

平成13年度、それから今回の平成14年度も、長引く景気の低迷から市税や地方消費税交付金及び地方交付金など、税収の落ち込みによる財源不足が生じ、景気対策による公共事業の追加や恒久的減税の実施などによる地方債の増刷のための買い入れ金残高が増加しており、その償還が将来の大きな負担となる厳しい状況が続くと予想されます。経常経費の徹底した節減、合理化、目的事業効果の少ない事業は廃止、縮減を行わなければなりません。

平成14年度藤岡市一般会計の第2款総務費、1項総務管理費、19節負担金及び交付金、高崎北藤岡駅設置促進期成同盟交付金3万6,000円、8款土木費、4項都市計画区画整理2億3,515万円の支出に対して反対いたします。反対理由は、北藤岡駅実現は、営利企業であるJRの了解は採算面から見ても、新駅設置の実現は極めて現実性が希薄であります。理由として、現在の北藤岡駅の乗降客は1日200人であり、新駅の採算ラインは1日3,500人、設置には厳しい条件がついております。新町・倉賀野の現在の乗降客が減らないことを前提にしているからであります。今後の日本全体の人口が減少し、藤岡市も人口増加がピークを超え、2、3年以内に下降線をたどる状況になっております。地方自治体を取り巻く財政環境はますます縮小し、このままでは現在の区画整理180億円事業規模を実現するためには、単純に毎年3億円投じて60年もかかります。多様なライフスタイルに合わせた都市環境が変化し、1年先も予測できないような混沌とした時代状況の中で、現実離れした理解に苦しむ事業だったと後世の人に笑われないためにも、二十数年にわたる北藤岡駅設置運動を一たん白紙に戻し、同時に北藤岡区画整理事業そのものも根本から再検討、見直すべきだと判断いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、19節負担金及び交付金、多野藤岡医療事務市町村組合

負担金5億1,669万円のうち、建設改良費分の負担金支出に対して反対いたします。反対理由として、平成13年2月26日、病院議会の一般質問で、多野藤岡医師会若林会長が外来センター建設に対し病院に異議を申し立てております。この中で、会長は二つの公立病院ができてしまうことになった。我々が最初予想もしていなかった状況になった。それに対して塚本管理者は、これからますます医師会との連携を強めながら、いい形で藤岡総合病院が中核病院としての役割を果たしていきたいと連携を強調されました。しかし、平成13年12月には、医師会から不信感をあらわにした意見書が出されました。年が明けて、平成14年2月8日に、7日の医師会理事会において地域医療を守るためにと再度反対声明が出ております。多野藤岡地域医療を守る基本的な病診連携が、3月29日の竣工を迎える外来センター完成を前にして、医師会の反対で地域医療環境の当事者信頼という最も大切な基盤が確立できずに、異常事態がきょうまで続いております。外来センターそのものの計画自体が、ずさんだったという証明だと思います。このような市民や患者が不安を抱える中での建設改良費負担金を認めるわけにはまいりません。以上が反対理由であります。議員各位のご理解、ご賛同を期待し、平成14年度一般会計予算の反対討論いたします。

議長（木村喜徳君） 他に討論はありませんか。

反町清君、登壇を願います。

（5番 反町 清君登壇）

5番（反町 清君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております議案第25号平成14年度藤岡市一般会計予算ほか、議案第26号から議案第34号までの9特別会計予算に対する予算特別委員会委員長の報告に対し賛成の討論を行います。

平成14年度の予算は、財政の健全性に留意しつつ、それぞれの地域経済の状況をかんがみ、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応等の地域の課題に取り組み、住民福祉の向上を目指すものと思います。藤岡市においても、税収は法人市民税、固定資産税ではわずかながら増収が見込まれますが、個人市民税は恒久的減税により税収不足の傾向は依然として続いております。このような厳しい財政状況の中、地方分権にふさわしい簡素で効率的な行財政を推進するため、事務の簡素化、経費削減などの財政運営に努力されていると思います。

本年度予算におきましては、厳しい財政状況にもかかわらず、藤岡市においても少子・高齢化が一層進展する中で社会福祉施策の整備、充実が求められ、かつ都市基盤や生活基盤を整備とした遅れている下水道事業、幹線道路整備などを進めていくため、効率的な財源配分がなされるよう各種施策が行われております。平成14年度は藤岡市の行財政構造改革の年として、行政改革や財政健全化に取り組み、コスト意識を持って施策の効果や行

政の効率性を点検し、市民の目線、生活の視点で施策の見直しを行うとともに、できる限りハードからソフトへの転換を図り、ボランティアやNPOなどの活動と組み合わせた行政システムを構築していただきたいと思います。

厳しい経済情勢が続く中ではありますが、今後も市民と行政が一体となって、藤岡市の発展と市民生活の向上を図っていただくよう要望いたしまして、平成14年度一般会計ほか9特別会計予算の委員長報告に対し、全面的に賛成を表すものであります。ぜひとも議員全員の賛成をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長（木村喜徳君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第25号平成14年度藤岡市一般会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号平成14年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号平成14年度藤岡市老人保健特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号平成14年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号平成14年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号平成14年度藤岡市学校給食センター特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号平成14年度藤岡市下水道事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号平成14年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号平成14年度藤岡市簡易水道事業等特別会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号平成14年度藤岡市水道事業会計予算、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第35号 藤岡市立藤岡中央公民館建設基金条例等の一部改正について

て

議長（木村喜徳君） 日程第6、議案第35号藤岡市立藤岡中央公民館建設基金条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 田中信一君登壇)

企画部長(田中信一君) 議案第35号藤岡市立藤岡中央公民館建設基金条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

この改正は、4月1日にペイオフが解禁されることに伴い、これまで繰替運用についての規定がなかった藤岡市立中央公民館建設基金条例ほか9基金条例に、繰替運用の規定を追加するものであります。特定目的基金については、その目的以外で基金を処分することができず、基金にかかわる預金債券と借入金債務との相殺が直接には不可能であるため、条例の定めるところにより、基金の属する現金を歳計現金に繰りかえて運用し、当該繰りかえられた歳計現金にかかわる預金債券と借入金債務との相殺として基金の保護を行うものであります。

以上、簡単であります但提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

笠原史嗣君。

10番(笠原史嗣君) ただいま説明がありました公民館建設基金条例等の一部改正について、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどお話の中にもありましたペイオフ凍結解除の問題が、4月1日、もうすぐ迫っております。各自治体の中でも、また県におきましても、その基金運用につきまして金融機関等と調整しながら進めているものと、各報道等、その辺で私も承知はしておりますが、実際、今、藤岡市の基金関係が大体どのくらいの総額があって、先ほど相殺をする部分では借入金額についての相殺を考えておるといってお話がありましたけれども、その借入残高、それにつきましてお聞かせ願います。

議長(木村喜徳君) 企画部長。

(企画部長 田中信一君登壇)

企画部長(田中信一君) 笠原議員のご質問にお答えをいたします。

預金につきましては60億955万7,591円、これは一般会計でございます。それに特別会計をプラスをいたしまして、特別会計が2億6,253万5,000円でございます。合計で62億7,209万3,000円でございます。借り入れにつきましては、34億4,332万5,527円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(木村喜徳君) 笠原史嗣君。

10番(笠原史嗣君) ここ最近の新聞報道でいきますと、公金の対策方法、今、藤岡市の預金額、

一般会計で約60億円、特別関係の方の基金関係は2億円、借入債務については、これは民間金融機関借入という部分で考えるのでしょうかけれども、これが34億円ということで、差額につきましては約28億円ほどあるわけなのですけれども、相殺するとすると、その部分につきましては差額が出るわけです。これにつきまして、その部分の対策をどのように考えるのか。そして、これにつきましては、実際、金額を見ますと歳入歳出の収支を行うものが歳計現金というのですか、積立型が基金ということで、制度融資関係は預託金ということで、3種類が金融機関に預けている預金残高になるという話で書いてあるのです。

前橋市などでは、措置につきましては市債との相殺を基本方針に据え、相殺できるだけの借入れをしていない金融機関に対しては証書借入の引き受けを増やしてもらう。太田市については、相殺や国債での運用を検討している段階です。一方、桐生市については、相殺と普通預金への預けかえによる当面の保護が柱です。公的資金を導入し、経営健全化を進めている足利銀行がメインバンクだが、当分の間、今の体制を変えるつもりはない。これにつきましては、桐生市の高野収入役が見解を示しているところでございます。そこでお聞きします。藤岡市の収入役におかれましては、財政関係をあずかっています長として、どのように、このペイオフに対して藤岡市の公金についての扱いを考えているのか。これにつきましては、先ほど言いました基金の預金額と借入れの債務の残高の部分と差があるわけです。その辺につきまして、収入役にぜひともお聞きしたいので、収入役お答えください。

議長（木村喜徳君） 収入役。

（収入役 星野知平君登壇）

収入役（星野知平君） 笠原議員のご質問にお答えさせていただきます。

ペイオフ凍結解禁後、藤岡市の預金債券にかかわる保全措置、これをどのように行っていくかというご質問でございます。ペイオフが凍結解禁になりまして、行政庁としての有しておる預金、金融機関に有しております預金につきまして、その監視、管理と申しますか、そういうアクションに意を尽くしてまいらなければならない。そういう時代になったという次第でございます。今までは、ペイオフ解禁がなければ、金融機関に定期ででも積んでおけば、特に問題なく、別に意に介さなくてもよかったというようなわけでしたが、これからはそういうことにはまいらなくなったということでございます。

そのような時代背景を踏まえまして、市といたしましては今後、市の有します預金の保全につきましては十分な配慮を加えて対処してまいらなければならないというふうに決意を新たにしておる次第でございます。具体的に申しますと、預金債券と市債券等の相殺、それから金融機関が保有いたします国債・地方債に対しまして質権を設定し、その依頼を交渉し、できる限り質権を設定していく。

それから、先ほど申しました預金債券と市債務の差額、相殺の範囲を超えている預金につきましては平成15年3月まで、いわゆる流動性預金、普通預金につきましてはペイオフは解禁ではございません。まだ1年の猶予があるわけでございますので、とりあえず緊急避難と申しますか、そういう措置で流動性預金、いわゆる普通預金に切りかえていくということを、まず当面の策としては、そういうことを展開してまいりたいというふうに思っております。

また、債券の所有につきまして、既に高崎市等では実施してございますが、一部国債に切りかえる。昨年の11月に、高崎市は3,000万円ほど、テストランの意味もありまして国債を購入したというようなことでございます。国債はペイオフには関係ございません。あと有力な地方債ですね。福岡県等の地方債は非常に手がたいということで評価が高いわけでございますが、そういうような地方債、これは公募しておりますのを買えるわけでございます。そのような手段を展開していくというようなことも視野に入れて対応を考えていきたいと思っております。

また、歳計現金ですね。この歳計現金というのは、簡単に申しますと予算執行に伴いまして収入と支出が毎日、日常的に行われておるわけでございますが、その収入と支出の差額の滞留資金、その滞留資金が、場合によっては数億円が数カ月わたって滞留するというようなこともございます。このため、そのまま収入役口座の普通預金に置きっ放しにしておくのはもったいないので、例えば2カ月の間は定期預金で、金額が大きいものですか、2億円・3億円というようなものを定期預金にして、その利息を稼いだというようなことがございますが、今後ペイオフの関係もございますので、この辺の運用についても十分に注意をまいりたいというふうに思っておるわけでございます。

このような基本方針を踏まえまして、現在、既に4月のペイオフ解禁を想定いたしまして、藤岡市といたしましては以下のような対応を既に実施してまいりました。まず第1点といたしまして、金融機関においては預金取引規定の中の預金者から相殺の規定ができていかどうか金融機関に確認する。それから、2番目といたしまして、起債借入は証券ではなく証書であるかの確認。証書でないと相殺できませんので、そういうことの確認です。それから、公債残がない、いわゆる市債の残がない金融機関への公債引受の要請。それから、なるべく縁故債枠の拡大ができるよう借入時の申し入れ。それから、基金の定期預金満期到来のものの一部を普通預金化への実施。6番目といたしまして、国債・地方債買入れ対応のための情報収集。7番目といたしまして、ディスクロージャー誌の収集及び諸資料の確認。ムーディーズとかスタンダード・アンド・プアーズ等の有力な情報誌、世界二大格付機関とも言われておりますが、そういう格付機関等の情報誌の収集。後は、いろいろな関係機関・証券会社等もございますので、証券会社の研究機関、都市研究所等もご

ございますので、それからの諸資料の確認。

それから、郵便局への預金についての確認等をいたしました。これについては、郵便局は非課税団体の預金は受け入れられないというようなことで丁重に断られまして、これはできませんでしたが、このようなアクションをしてまいりました。

以上、このようなアクションを加えておりますが、今後におきましても、さらに調査、研さんを重ねまして、預金の保全については十分安全を図ってまいりたいと思います。いずれにしましても、市の有する財政資金に対します監視、管理をいかに適正に行っていくかということが、意を尽くさなければならぬ行政課題として新たに登場する時代となったわけございまして、今後このために努力を尽くしてまいらなければならないと、先ほども申し上げましたが、今、決意を新たにしておると、そんな状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時2分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） ご質疑願います。

笠原史嗣君。

- 10番（笠原史嗣君） 先ほどるる収入役の方から説明をいただきまして、藤岡市もペイオフ問題に関しましては8項目くらいですか、対策を立てながらいろいろ協議をしている段階だというお話だったのですけれども、相殺部分の中で、先ほど約28億円くらい差額がある中で、今度、個々の問題にいったときに、1行の銀行でやってあるのであれば、その相殺取引の部分でいけば、残額ももちろんあるのですけれども、例えば最後になるのですけれども、金融機関が何行くらいに貸してあって、実際その債務残高の方が何行くらいに置いてあるのか。そうすると、例えばA銀行の方に30億円あるとしますよね。そのA銀行の方に債務の残高として20億円ある。そうすると10億円の差額が生まれるわけです。その部分に対しては、先ほど言った中での対策がいろいろ今後生じてくるのだと思うのですけれども、例えばそうではない場合、預金残高はあるのだけれども、下手をすれば債務的にはないところもあるのかどうなのか、ちょっとわからないのですけれども、その辺についての見解というのはどのように考えているのか。それをお聞かせ願いまして、最後の質問とさせていただきます。よろしく願います。

議長（木村喜徳君） 収入役。

収入役（星野知平君） 2回目でございますので、自席からお答えさせていただきます。

笠原議員のご質問でございますが、金融機関に預けてある場合、借金がゼロで預金だけの場合にはどのような対応をしていったらよいかという質問でございますが、その辺は正直申し上げまして、今、頭を悩ませているところでございます。これは藤岡市に限らず、県においても、各市におきましても、そういう事態は皆共通しておるわけでございます、これをどういうふうにさばっていくかということにつきましては、このペイオフは戦時中とか戦後とか、そういう特別な時代を除きまして、各行政庁が初めて遭遇する事態なのです。そのようなことで、今、非常に手探りの状況が続いておると、それが正直なところでございます。

そのようなところで、例えば県などの話を聞きますと、緊急避難的に、とりあえずそれを定期などがあれば普通預金化する。また、あと1年ありますので、この辺について県の場合は各県とか国の指導とか、それからいろいろ緊急調査機関等の意見も聞きながら、そういうものについてどういうような扱いにしていったら、一番保全をしながら、かつ効率的に運用すると、そういう両面におきまして、どうしたらベストな策を浮かび上がらせることができるかということにつきまして、今後研究していきたいということでございます。

藤岡市といたしましても、そういう県の状況、それから各市の状況、今まで各市ともいろいろ、例えば収入役会等の横の連絡を取り合ひまして勉強をさせていただきました。特に高崎市などは先輩でございますので、いろいろ連携をとって、教えてもらうべきところは教えてもらったりして、そういう努力を尽くしておるところでございますが、いずれにしてもそういう問題については今後いろいろ研究して、その保全にそごを来さないような方向に持ってまいりたいというふうに思っております。明確な答えにならなくて恐縮でございますが、一応そんな状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 収入役にお伺いしたいのですが、このペイオフ問題は突然、二、三日前に起きたというのではなく、かなり以前から問題になっておりました。この間、かなり時間があつたのでありますけれども、ここで急に追加議案で出てきた。出さなくてはならなかつた理由が1点。それから、当然、国・県等からの市町村への指導が以前からなされていたと思うのですが、どのような指導が、いつごろからなされていたのか。この2点をお伺いします。

議長（木村喜徳君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 三好議員のご質問にお答えいたします。

条例改正ということでございますので、お答えをさせていただくわけでございますけれども、この関係につきましては県の方から、平成13年度に入りましてから通知がございまして、いわゆる目的基金についての条例改正について検討していただきたいという通知が入ったわけでございます。この関係につきましても十分協議をさせていただきながら、今回追加議案ということで提出をさせていただいたわけでございます。他市の状況等もいろいろお聞きをして調査をさせていただいたわけでございますけれども、今回の3月で、この基金についての一部条例改正につきましては、前橋市と渋川市が実施をしていきたい。それから、安中市については前から、いわゆる繰替運用の形についてはできておることでございます。今回、藤岡市が提案をさせていただいたということでございまして、現段階におきましては、その他の市町村においては今回の3月定例会市議会には提案がなされないということで調査をさせていただいた結果でございます。

こういうことでございますので、今回、藤岡市といたしましても、完全な形の中で繰替運用ができるような方法に持っていくことが一番よろしいであろうという結論に達しまして、いわゆる追加議案ではございますけれども、今回提案をさせていただいたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（木村喜徳君） 収入役。

（収入役 星野知平君登壇）

収入役（星野知平君） 三好議員の質問にお答えさせていただきます。

このペイオフ解禁への対応について、国・県の各市町村への指導、そういう対応についてはいつあったかということでございますが、平成13年の4月4日、地方課長から各市町村長宛に、こういう通知が来てございます。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 預金・一般・特別を合わせて62億円からある大切な国民・市民の税金を預かっているわけでありまして。こういう時代で、収入役のお話ですと戦前・戦後を通じて、こういう例がなかったということで、大変困っていたというのはわかりますが、平成13年の4月に、そういう通達に来ていたということは十分に検討する時間もあつたと思えます。さまざまな情報を収集して、こういう時代ですから、貴重な預かった市民の税金を判断ミスによって不測の事態を来さないように真剣に取り組んで、市民の納得がいくような預金の保護に全力を挙げて努めていただきたいと思いますので、これで終わります。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第35号藤岡市立藤岡中央公民館建設基金条例等の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第36号 藤岡市税条例の一部改正について

議長（木村喜徳君） 日程第7、議案第36号藤岡市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 議案第36号藤岡市税条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本改正については、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴い、保健婦助産婦看護婦の定義について、女子に限定していたものが改められたことによる名称の変更であります。

以上、簡単ではありますが提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第36号藤岡市税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第37号 藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第8、議案第37号藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 中野秀雄君登壇)

経済部長(中野秀雄君) 議案第37号藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

藤岡市小口資金融資促進制度は、群馬県と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会の協力を得て、市内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進することで、市内中小企業の振興を図ることを目的としたものでありますが、平成13年12月17日、中小企業信用保険法の改正により特別小口保険の限度額が引き上げられたことから、融資限度額を1,000万円から1,250万円に引き上げるものであります。また、融資限度額の引き上げに伴い、返済負担を考慮して融資機関を設備資金につ

きましては7年を8年に、運転資金につきましては5年を6年に引き上げるものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第37号藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査・調査の申し出の件

議 長（木村喜徳君） 各常任委員長・議会運営委員長及び特別委員長から、目下委員会において審査、調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

閉会中継続審査・調査申出一覧表

委員会名	件名
総務常任委員会	1. 市有財産の管理状況について 2. 行政財政の実態について 3. 市行政の総合計画について 4. 交通安全施設について
経済建設 常任委員会	1. 農業振興対策について 2. 中小企業振興対策について 3. 商業振興対策について 4. 観光施設の整備拡充について 5. 道路及び橋梁整備について 6. 公営住宅事業について 7. 下水道施設の整備拡充について 8. 上水道施設の整備拡充について
教務厚生 常任委員会	1. 学校整備状況について 2. 社会教育施設の充実について 3. 社会福祉施設の充実について 4. 市税の適正課税について 5. 環境衛生施設の拡充について 6. 国民健康保険の実態について
議会運営委員会	1. 議会の運営に関する事項 2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3. 議長の諮問に関する事項

委 員 会 名 件 名

藤岡市合併調査 1. 藤岡市の合併問題に関する事項
特別委員会

字 句 の 整 理 の 件

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。会議規則第43条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項・字句・数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議 長（木村喜徳君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。
市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市 長（塚本昭次君） 平成14年第1回藤岡市議会定例会閉会に当たり、御礼のごあいさつを申し上げます。

本議会は、2月28日から本日まで15日間にわたり開催され、議員各位におかれましては極めてご多忙の中、平成14年度一般会計予算をはじめとした市民生活に関連の深い多数の重要案件につきまして、慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

平成13年度も残すところ半月余りとなりましたが、今のこの厳しい時代において真の地方自治を実現するとともに、今後の地方都市としてのあるべき姿、最も住みやすいまちづくりの方向へ見出していくためには、行政と議員各位、また市民のすべてが大きな意識改革と抜本的な体質改善、構造改革を図り、ともに力を合わせて、汗を流して市政の運営をしていく必要があるというふうに思っております。本年は、そうしたさらなる大改革へ向けた第一歩の年度でもあると考えております。

今期定例会におきまして、議員各位から賜りました多くのご意見につきましては、今後の市政に反映させ、市民生活の向上に生かしてまいりたい所存であります。どうか議員各位におかれましては、本市の将来が少しでもよりよいものになりますように、藤岡市の行政運

営に対しまして一層のご指導、ご協力を賜りますことをお願いを申し上げまして、閉会の
あいさつといたします。

閉 会

議 長（木村喜徳君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしま
した。

これにて平成14年第1回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時23分閉会